

瀬戸市原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識のひな型及び標識交付
証明書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 6 月 2 7 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市規則第 1 3 号

瀬戸市原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識のひな型及び標識
交付証明書の様式を定める規則の一部を改正する規則

瀬戸市原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識のひな型及び標識交付
証明書の様式を定める規則（平成 2 9 年瀬戸市規則第 2 7 号）の一部を次
のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下
線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の ひな型)</p> <p>第 2 条 条例第 9 1 条第 1 項及び第 2 項の規定に より交付する標識のひな型は、<u>条例第 8 2 条第 1 号アに規定する原動機付自転車（道路運送車 両の保安基準（昭和 2 6 年運輸省令第 6 7 号） 第 1 条第 1 項第 1 3 号の 6 に規定する特定小型 原動機付自転車（以下「特定小型原動機付自転 車」という。）に限る。）</u>にあつては第 1 号様 式、<u>条例第 8 2 条第 1 号ア（特定小型原動機付 自転車を除く。）</u>からウまでに規定する原動機 付自転車及び同条第 2 号イに規定する小型特殊 自動車にあつては<u>第 2 号様式</u>、同条第 1 号エに 規定する原動機付自転車にあつては<u>第 3 号様式</u> とする。</p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識交</p>	<p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の ひな型)</p> <p>第 2 条 条例第 9 1 条第 1 項及び第 2 項の規定に より交付する標識のひな型は、<u>条例第 8 2 条第 1 号アからウまでに規定する原動機付自転車及 び同条第 2 号イに規定する小型特殊自動車にあ つては第 1 号様式と</u>、同条第 1 号エに規定する 原動機付自転車にあつては<u>第 2 号様式</u>とする。</p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識交</p>

付証明書の様式)

第3条 条例第9 1条第3項の規定により原動機
付自転車又は小型特殊自動車の標識を交付する
場合において併せて交付する証明書の様式は、
第4号様式とする。

付証明書の様式)

第3条 条例第9 1条第3項の規定により原動機
付自転車又は小型特殊自動車の標識を交付する
場合において併せて交付する証明書の様式は、
第3号様式とする。

第 3 号様式を次のように改め、同様式を第 4 号様式とする。

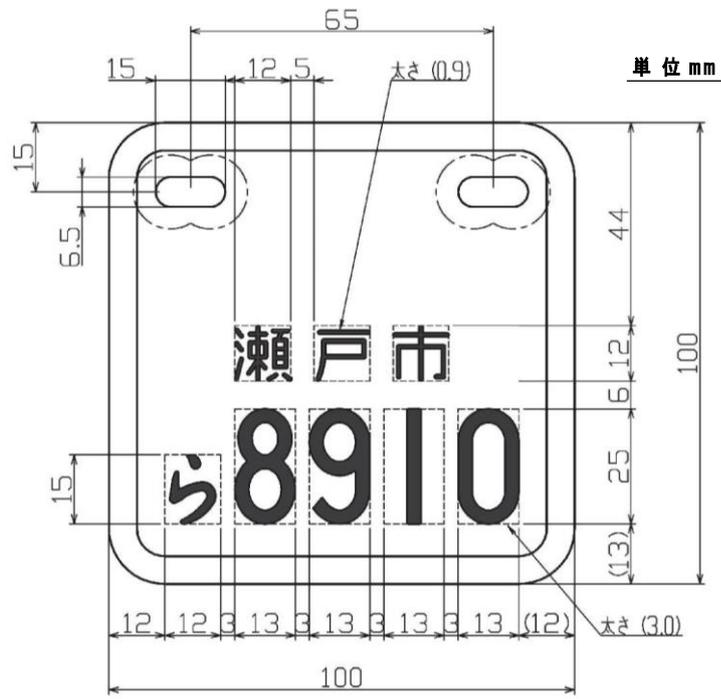
第 4 号様式（第 3 条関係）

原動機付自転車
小型特殊自動車 標識交付証明書

車 種					
標識番号					
所有者	住所				
	氏名				
車 名		型 式			
車台番号		年 式			
原動機番号		排気量等			
長 さ		幅		最高速度	
登録日					
上記のとおり相違ないことを証明します。					
年 月 日					
				瀬戸市長	印

第2号様式を第3号様式とし、第1号様式を第2号様式とし、同様の前に次の1様式を加える。

第1号様式（第2条関係）



備考

- 1 標識番号は、図示の例により、上段に市名を、下段にひらがな文字（お、し、へ、ゐ、ゑ、んを除く。）及び4桁の数字をもって表示する。なお、上位の桁の数字が有効数字でない場合は、直径5ミリメートルの点で表示する。
- 2 標識は、アルミニウム製又はこれに代わるものとし、文字は浮き出しとする。
- 3 標識の地の塗色は、白色とする。
- 4 標識の文字の塗色は、濃紺色とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の瀬戸市原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識のひな型及び標識交付証明書の様式を定める規則第 2 条の規定により交付されている標識及び同規則第 3 条の規定により交付されている証明書は、改正後の瀬戸市原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識のひな型及び標識交付証明書の様式を定める規則第 2 条の規定により交付された標識及び同規則第 3 条の規定により交付された証明書とみなす。